

【お薬の販売方法について】

分類と 外箱表示	定 義	陳 列 方 法	情報提供	対応する 専門家	相談への 対応
要指導医薬品 要指導医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの。	販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します。	書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います。	薬剤師	相談に応じて、適正使用のため必要な情報を提供します。
第1類医薬品 第1類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの（要指導医薬品を除く）。	販売時に薬剤師による情報提供が適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します。			
指定第2類医薬品 第②類医薬品 第②類医薬品 第2類医薬品 第2類医薬品	副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品（要指導医薬品、第1類医薬品を除く。） 注）指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。『してはいけないこと』の確認を行い、使用については薬剤師や登録販売者にご相談ください。	第1類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所の近く（7 m以内）に陳列します。	適正使用のため必要な情報の提供に努めます。	薬剤師 または 登録販売者	
第3類医薬品 第3 塁医薬品	第1類医薬品及び第2類医薬品以外の一般用医薬品	法令では直接手に取ることができる陳列でも良いとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します。			

※医薬品の安全使用の為に症状等の情報をお伺いさせて頂くことがあります。

個人情報 は 個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。